［別表第六号　略］

別表第七号　ＯＦＤＭセグメントにおける伝送主シンボル、ＳＰシンボル及びＣＰシンボルの配置（第11条第２項関係）

［１　略］

２　伝送主シンボルが同期変調（４相位相変調、16値直交振幅変調、64値直交振幅変調、256値直交振幅変調、1024値直交振幅変調及び4096値直交振幅変調）による場合のシンボルの配列

［図略］

［別表第八号・別表第九号　略］

別表第十号　データセグメントの送出手順（第12条第２項関係）

［図略］

注１　第２章（第３章及び第４章において準用する場合を含む。）に規定するキャリア変調マッピングの信号処理手順等は、別記１に示すとおりとし、第３章の３第１節に規定するキャリア変調マッピングの信号処理手順等は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

［２　略］

［別記１・別記２　略］

別表第十一号　ＴＭＣＣ信号の構成（第13条第１項関係）

［表略］

注１　ＴＭＣＣシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示すWiと同一の値をとるものとする。

［２・３　略］

［別表第十二号　略］

別表第十三号　TMCCシンボル及びACシンボルの構成（第13条第４項、第14条第２項関係）

［表略］

注１　TMCC信号については、差動符号化前の情報B_0からB_{203}に対し、差動符号化後の情報をB'_0からB'_{203}としたとき、

$B'_0 = W_i$（差動基準）

$B'_k = B'_{k-1} \oplus B_k$（k＝１～203、⊕：排他的論理和の演算素子）

とする。ただし、W_iは別表第十四号に示すW_iと同一の値をとるものとする。

［２　略］

［別表第十四号～別表第十六号　略］

別表第十七号　OFDMフレームの変調波スペクトルの配置（第20条第２項関係）

部分受信部を挿入する場合には、セグメント番号０に挿入し、順次セグメント番号に従って、差動変調部、同期変調部と配置する。なお、帯域の右端には、CPシンボルに対応するキャリアを配置する。ただし、第23条の26第１項に規定する低電力階層の場合、部分受信部は挿入しないこととする。

［図略］

［別表第十八号　略］

［別表第六号　同左］

別表第七号　［同左］

［１　同左］

２　伝送主シンボルが同期変調（４相位相変調、16値直交振幅変調及び64値直交振幅変調）による場合のシンボルの配列

［図同左］

［別表第八号・別表第九号　同左］

別表第十号　［同左］

［図同左］

注１　キャリア変調マッピングの信号処理手順等は、別記１に示すとおりとする。

［２　同左］

［別記１・別記２　同左］

別表第十一号　［同左］

［表同左］

注１　ＴＭＣＣシンボルのための復調基準信号は、別表第十九号に示すWiと同一の値をとるものとする。

［２・３　同左］

［別表第十二号　同左］

別表第十三号　［同左］

［表同左］

注１　TMCC信号については、差動符号化前の情報B_0からB_{203}に対し、差動符号化後の情報をB'_0からB'_{203}としたとき、

$B'_0 = W_i$（差動基準）

$B'_k = B_{k-1} \oplus B_k$（k＝１～203、⊕：排他的論理和の演算素子）

とする。ただし、W_iは別表第十四号に示すW_iと同一の値をとるものとする。

［２　同左］

［別表第十四号～別表第十六号　同左］

別表第十七号　OFDMフレームの変調波スペクトルの配置（第20条第２項関係）

部分受信部を挿入する場合には、セグメント番号０に挿入し、順次セグメント番号に従って、差動変調部、同期変調部と配置する。なお、帯域の右端には、CPシンボルに対応するキャリアを配置する。

［図同左］

［別表第十八号　同左］